

# 4 住民自治

## 1 地域づくりの推進

### (1) 趣旨

増大し、複雑化する地域課題の解決に向け、「第2次松本市地域づくり実行計画」に基づき、地域力を核に、行政、NPO、大学等多様な主体の協働によって、地域課題を解決していく「松本らしい地域づくり」を推進します。

### (2) 主な経過

平成 17 年	12 月	松本市地域づくり推進検討委員会を設置
20 年	5 月	松本市地域づくり推進基本方針を策定
	6 月	市内 3 地区をモデル地区に指定し、各地区が主体的な取組みを実施
	7 月	松本市地域づくり推進委員会を設置
22 年	6 月	松本市地域づくり推進行動計画を策定
23 年	4 月	市民環境部に地域づくり課を新設
	7 月	松本市地域づくり市民委員会を設置
24 年	3 月	第 1 次松本市地域づくり実行計画を策定
25 年	3 月	松本大学、信州大学経済学部と地域づくりに係る連携協定等締結
26 年	3 月	松本市地域づくりを推進する条例を制定（26. 4. 1 施行）
	4 月	35 地区に地域づくりセンターを開設
27 年	4 月	松本市地域づくり推進交付金、松本市地域振興事業補助金制度を創設 地域づくりインターンシップ戦略事業を開始
29 年	5 月	第 2 次松本市地域づくり実行計画を策定
30 年	2 月	地域づくりヤングマイスター認定制度を創設
令和 3 年	4 月	市内 4 地区を地域づくりセンター機能強化のモデル地区に設定

### (3) 令和 2 年度の取組状況

#### ア 地域づくりシステムの構築

(ア) 地区の状況に配慮しながら、地区における意見交換や意思決定の場となる「緩やかな協議体」の組織化を推進（令和 2 年度末までに 32 地区で組織化）

#### イ 地区の状況に応じた地域づくりの推進

(イ) 地域づくりセンターと地域包括支援センターとが連携しながら、住民、行政等の協働による地域包括ケアシステムの構築を進め、各地区で地域の支え合いの取組みを推進

(イ) 地域づくりセンターと本庁関係課とが連携し、地域資源を活かした地域おこしや、地区が抱える課題の解決に向けた住民主体の取組みを支援

#### ウ 地域づくりの取組みへの財政支援

(ア) 地域づくり推進交付金

交付 21,750 千円（35 地区）

(イ) 地域振興事業補助金

令和 2 年度は実績なし

- (ウ) 一般財団法人自治総合センター及び公益財団法人長野県市町村振興協会が実施するコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）を周知、活用した地域のコミュニティ活動の支援

実績 17,400 千円（8 件）

#### エ 地域づくりの意識啓発

- (ア) 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い ～第 36 回公民館研究集会 令和 2 年度地域づくり市民活動研究集会」の開催（基調講演他のオンライン配信、分科会については延期）

期日 令和 3 年 2 月 21 日

場所 松本市中央公民館

参加者数 107 人（当日視聴者）※オンデマンド再生 885 回（R3. 3. 26 現在）

#### (4) 今後の取組み

- ア 第 2 次地域づくり実行計画（平成 29 年度～令和 3 年度）に基づき、具体的に地域課題を解決する仕組みづくりを進めるとともに、第 3 次地域づくり実行計画（令和 4 年度～令和 8 年度）の策定に取り組みます。
- イ 地域づくりセンター強化モデル地区の検証を進め、地域づくりセンター体制の充実を図ります。
- ウ 財政支援制度の有効活用により地区の地域づくり活動を促進します。
- エ 地域づくり市民活動研究集会や各種研修会等を通じて、地域づくりに対する住民の意識啓発や職員の資質向上を図ります。

## 2 町 会

住民の自治組織である町会は、住民自らが地域でより良い生活を送るために、住民同士の絆づくりや環境美化、子どもや高齢者の見守り活動等様々な活動を行っています。

また、市では、町会を市政運営の重要なパートナーとして、協働により地域づくりを推進することとしています。

町会は、市内に 487 町会あり、35 地区では地区町会連合会を組織し、全市では松本市町会連合会を組織しています。

#### (1) 市政協力事項

- ア 広報の配布及び周知事項の伝達
- イ 各種の調査及び行政事務の連絡調整
- ウ その他

#### (2) 町会組織（令和 3 年 4 月 1 日現在）

- ア 町会数 487 町会
- イ 地区町会連合会数 35 地区町会連合会
- ウ 町会加入世帯数 81,692 世帯（加入率 76.3%）

#### (3) 町会関係予算（令和 3 年度）

- ア 単位町会長報償費 78,650 千円
- イ 地区町会連合会長報償費 4,400 千円

- ウ 単位町会運営活動費交付金 49,500 千円
- エ 地区町会連合会運営活動費交付金 7,790 千円
- オ 市町会連合会運営費補助金 5,720 千円

(4) 今後の対応

- ア 町会連合会と協働して、安全・安心で、住民が支えあう良好な地域社会の構築に向け、町会に対する市民の理解を広げます。
- イ 町会連合会等と連携しながら、役員の担い手不足の解消や町会への加入促進に一層力を入れるとともに、地域の誰もが参加できる町会運営を目指し、町会長初任者等研修会やブロック別研修会の開催など必要な支援を行います。
- ウ 町会長をはじめとする町会役員の負担軽減策の検討を行います。
- エ 町会加入促進を実施するなど、町会活動活性化に向けた方策を検討します。

### 3 防犯灯設置及び管理補助事業

(1) 目的

暗い道路における犯罪及び事故の発生を防止するため、町会等が行う防犯灯の設置及び管理事業に係る経費の一部を補助するとともに、補助対象の防犯灯は原則としてLEDに限定することで、CO<sup>2</sup>の削減及び、省エネルギー化、長寿命化による維持管理の負担軽減、電気料金の削減を推進しています。

(2) 内容

ア 設置等補助（工事費）

(ア) 一般（防犯灯1灯につき柱1本）

補助率 10/10 限度額 38,500 円（柱を新設する場合）

限度額 18,000 円（既存の柱を使用する場合）

(イ) 特設（防犯灯1灯につき柱2本以上）

補助率 2/3 限度額 42,000 円

(ウ) 更新（老朽化等による照明器具の全面更新）

補助率 10/10 限度額 15,000 円

(エ) 撤去（老朽化等により、落下、倒壊等の危険性のある防犯灯又は防犯柱の撤去）

令和元年度から2年度まで（2ヵ年）の実施

補助率 2/3 限度額 20,000 円

イ 管理補助（電気料金）

補助率 1灯（上限60W）につき、当該年度の8ヵ月分程度の電気料金

(3) 令和2年度実績

ア 設置等補助

(ア) 一般	249 灯	5,228 千円
(イ) 特設	1 灯	42 千円
(ウ) 更新	125 灯	1,874 千円
(エ) 撤去	80 灯	858 千円
合計	455 灯(内、設置 375 灯)	8,002 千円

イ 管理補助

22,414 灯

24,780 千円

## 4 市民協働の推進

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進することにより、「松本らしい地域づくり」を進めます。

### (1) 主な経過

平成 17 年	9 月	市民活動サポートセンターの開設
18 年	3 月	「市民と行政の協働推進のための基本指針」の策定
	11 月	市民活動推進委員会の設置、市民協働事業提案制度の創設
19 年	4 月	市民活動団体金融対策事業（NPO 夢バンクへの融資原資の貸付）の開始
22 年	6 月	市民労力提供に対する原材料支給事業の開始
	10 月	プラチナ世代相談窓口「とまり木」開設
24 年	11 月	市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた提言書を市長に提出
25 年	4 月	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月 1 回「プラチナサロン」開催
27 年	12 月	「市民活動と協働を推進するための基本指針」の策定 市内 4 ライオンズクラブと「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向け、児童・青少年の健全育成、高齢者・障害者支援、健康増進等 7 分野の連携協定を締結
令和 2 年	3 月	松本市市民活動推進委員会が第 6 期の活動をまとめたレポートを市に提出
	7 月	松本市市民活動推進委員会を廃止し松本市地域づくり市民委員会と統合

### (2) 令和 2 年度の取組状況

#### ア 協働の推進

- (ア) 市民の無償労力提供に対する原材料支給事業の実施
- (イ) 市民活動団体金融対策事業の実施
- (ウ) 協働推進のための啓発活動（市広報・ホームページ・冊子版市民活動商店街による市民の意識啓発、研修会による市職員の意識啓発）

#### イ 市民活動の支援・促進

##### (ア) 市民活動サポートセンターの管理・運営及び利用促進

年度	開館日数	利用者数	専用利用件数	登録団体累計数
H30	335 日	21,348 人	1,031 件	320 団体
R 元	336 日	16,582 人	1,022 件	323 団体
R2	299 日	8,872 人	683 件	313 団体

- (イ) 市民活動サポートセンター各種自主事業の実施（NPO セミナー、プラチナサロン、市民活動フェスタは規模縮小及び内容変更で開催。ふれあいサロン、プラチナフォーラムは新型コロナウイルス感染対策により中止）

(ウ) 広報・啓発活動（市民活動サポートセンターホームページによる情報発信、「サポートセンター通信」の発行）

(エ) 市民活動団体の立ち上げや運営の支援及び相談対応、プラチナ世代の生きがいや社会貢献活動に関する相談対応

(3) 今後の取組み

ア 「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民活動の支援に必要な人材登録や財政的支援、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取組みを推進します。

イ 市民活動サポートセンター事業を通して、協働のパートナーとして期待される団体や市民活動に携わる人材の育成、また市民活動団体同士の連携や交流を進め、市民活動の活性化・自立化を図ります。

## 5 若者の地域・社会参画推進

高校生や大学生等の若者が地域や多様な人と関わる機会を創出し、地域への愛着や関心を高めるとともに、未来の担い手となる若者が地域で活躍できるように総合的な支援を進めます。

(1) 令和2年度の取組状況

ア 地域づくりインターンシップ戦略事業

松本大学と連携して、地元志向を持った若者に対し地域づくりセンターを中心とした地域の現場での活動（＝「実学」）と大学での専門的な教育（＝「座学」）の機会を創出する。これにより若者を地域づくりの担い手として育成し、地域での就職や起業へとつなげる。

(ア) 委託先 松本大学

(イ) 委託料 3,880 千円（令和3年度当初予算）

(ウ) 活動地区 入山辺地区及び上土町会で交流事業の支援

イ 地域づくりヤングマイスター認定制度

平成29年度の創設以来、地域課題の解決や地域の活性化などに貢献した若者を毎年認定しています。

(ア) 29年度 5名認定（インターン1期生）

(イ) 30年度 5名認定（インターン2期生2名、地域で活動の若者3名）

(ウ) 元年度 4名認定（インターン3期生）

(エ) 2年度 3名認定（インターン4期生）

ウ 「松本をもっとよくしようプロジェクト」の実施

市内の大学等と本市との協働により、学生を地域ぐるみで応援する環境づくりを推進します。

(ア) 学割でおトクにかえるパスポート（学割カエルパ！）事業

(イ) まつもと暮らしガイドブック（学生用）

(2) 今後の取組み

ア 未来を担う若者の人材育成として、高等学校の探究学習の支援や大学生等の若者自らが主体的に課題解決に向けて取り組む活動を支援します。

イ 若者の地域・社会参画を促進して地区及び地域づくりセンターと連携を図り、若者の力を活かした地域づくりの推進に取り組みます。

## 6 市民生活総合相談窓口

### (1) 目的

- ア 一般相談、専門相談、消費生活相談、生活困窮相談の窓口を一体化し、複雑化・多様化する市民の困りごとに寄り添い、総合的に対応します。
- イ 国・県等の関係機関、市民活動団体、地域へとネットワークを構築し、悩みを抱える市民を早期発見・支援します。

### (2) 相談窓口の経過

- 平成 27 年度 市民相談課を新設し、広報国際課所管の一般相談、専門相談と市民生活課所管の消費生活相談を移管して、相談窓口の充実を図りました。
- 平成 28 年度 広報広聴課から広聴部門、障害・生活支援課から生活困窮相談を移管して、「市民生活総合相談窓口」を新設することにより、総合的な相談体制を構築しました。

### (3) 内容

- ア 一般相談  
特別相談員等を配置し、市民からの相談に対応します。
- イ 専門相談（予約制）  
弁護士相談、司法書士相談、税理士相談等の専門相談を定期的に無料で実施します。
- ウ 消費生活相談（松本市消費生活センター）  
情報通信社会の複雑化、多様化を背景に増加傾向にある、悪質商法等の消費生活相談に対し、専門相談員 2 名により消費者への助言、アドバイス、消費者と事業者のトラブル解決のためのあっせん、市民への消費生活情報の提供などを行います。
- エ 生活困窮相談（松本市生活就労支援センター「まいさぼ松本」）  
庁内連携の強化により、経済的に困窮している方や社会的に孤立している方の早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携しながら伴走型の支援をします。  
なお、「まいさぼ松本」は、生活困窮者自立支援法が施行された平成 27 年度に J R 南松本駅前  
に開設、翌 28 年度には市役所本庁舎内へ移転しました。
- オ 相談件数の推移

区 分	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
一 般 相 談	2,630	2,748	2,301
専 門 相 談	683	704	707
消 費 生 活 相 談	1,473	1,407	1,153
生 活 困 窮 相 談	7,410	6,008	9,754
計	12,196	10,867	13,915

※一般相談は、窓口、電話等の対応件数

※専門相談、消費生活相談は、相談案件の件数

※生活困窮相談は、面接、同行等の対応件数

## 7 消費生活政策

### (1) 目的

市民が、安心して豊かな消費生活を営むことができるように、啓発、情報発信を行い、市民を消費者被害から守るとともに、消費者市民社会の構築に向けた取組みを進めます。

### (2) 令和2年度事業実績

#### ア 消費者被害防止の啓発活動

(ア) 広報まつもと、市ホームページ、新聞媒体等への掲載

(イ) 注意喚起のための情報提供

松本安心ネット「消費生活情報」のメール配信による情報提供等

(ウ) 啓発冊子での注意喚起

悪質商法啓発冊子「賢い消費者になるために」を作成・配布し、注意喚起を実施

(エ) 街頭啓発

松本駅前や松本山雅ホームゲーム開催時にアルウィンで、啓発活動を実施

(オ) バス広告

車体背面広告2台、車体側面広告5台の実施

#### イ 消費者団体の育成

#### ウ 多重債務者無料弁護士相談会の開催

開催回数 3回

#### エ 長野県中信消費生活センター等との連携

#### オ 消費者教育の推進

若年層向け消費生活啓発リーフレットを作成し、市内中学校3年生へ配布

### (3) 今後の取組み

消費者への情報提供や消費者行動の自立を支援するため、SNS発信による「消費生活情報や相談事例」の周知や若年層対象の出前教室、また地域への積極的な出前講座の実施により、子どもから高齢者まであらゆる世代に積極的に消費者教育事業を展開します。

## 8 広聴事業

### (1) 目的

さまざまな広聴制度を通じて、市民のニーズや意見・提言を的確に把握し市政へ反映していきま

### (2) 令和2年度事業実績

#### ア 多事争論会

広く市民から地域の課題や市政に対する意見・提言を聴き、市政に反映させるため、市長を始め関係部課長が地域に出向き、意見交換をします。

・実施回数 3回

#### イ 市長への手紙

広く市民からの建設的な意見・提言等を聴きます。直接市長が目を通し、指示にあたってい

ます。

・受付通数 660 件

※ 専用のはがきは市の各施設 148 か所に常時設置しており、電子メールや Fax でも受け付けています。

## 9 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、自立に向けた包括的な支援をします。

事業名	事業の概要	令和2年度実績
自立相談支援事業 (まいさぼ松本)	相談者の課題を整理し、相談者とともに支援計画を策定したのち、関係機関と連携した伴走型の支援をします。	新規相談者数：1,242名 前年度からの継続相談者数：425名
住居確保給付金	離職により住居喪失、またはそのおそれのある者の求職活動を支えるために、家賃費用を有期（原則3カ月）で給付します。	支給者数：180名 支給月数：826月
就労準備支援事業	離職期間の長期化などを理由に、直ちには一般就労ができない者へ、就労に向けた準備としての基礎能力の習得を支援します。	利用者数：8名 就職者数：2名
一時生活支援事業	住居喪失者へ、緊急一時的に宿泊場所と食事を提供します。	利用者数：19名 利用泊数：76泊
家計改善支援事業	生活の再建や困窮状態の予防のために、家計管理能力の習得を支援します。	利用者数：8名

## 10 戸籍・住民票関係事務処理件数

### (1) 有料分

区分 年度	戸籍関係	住民票関係	印鑑関係	個人番号制度 関係	合計
平成30	68,020	118,139	87,665	1,530	275,354
令和元	67,817	111,719	83,133	1,350	264,019
令和2	63,082	110,050	81,109	463	254,407

\* 戸籍関係（戸籍謄・抄本、除籍、原戸籍、附票、身分証明、戸籍証明）

\* 住民票関係（住民票、除票、記載事項証明、閲覧）

\* 印鑑関係（印鑑登録・再登録、印鑑登録証明書）

\* 個人番号制度関係（通知カード再交付、個人番号カード再交付）



## (2) 無料分

区分 年度	戸籍届	住民異動及び 国保年金得喪	公用交付	住民基本台帳 関係通知
平成30	11,041	49,952	31,089	20,132
令和元	10,953	50,220	31,513	20,479
令和2	10,601	48,878	30,250	20,846

## 11 社会保障・税番号制度関係事業

平成28年1月からマイナンバーカードを交付しています。

また、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの各店舗に設置されているマルチコピー機から各種証明書を取得できるサービスを実施しています。

## (1) マイナンバーカード交付状況

区分 年度	年度内 交付枚数	総交付枚数	交付率
平成30	3,570	25,507	10.65%
令和元	5,204	30,711	12.82%
令和2	25,994	56,705	23.75%

## (2) 証明書のコンビニエンスストア交付数

区分 年度	戸籍	住民票	印鑑証明	所得証明	合計
平成30	704	3,849	2,708	679	7,940
令和元	1,109	4,659	3,267	753	9,788
令和2	1,369	7,301	4,505	1,093	14,268

## 12 年金の概要

## (1) 国民年金加入状況

(単位: 人)

区分	H 31. 3. 31	R 2. 3. 31	R 3. 3. 31
第1号被保険者数	26,129	25,753	25,751
任意加入被保険者数	313	345	306
第3号被保険者数	16,104	15,531	15,096
計	42,546	41,629	41,153

## (2) 年金保険料免除状況

(単位: 人)

区 分	H 31. 3. 31	R 2. 3. 31	R 3. 3. 31
法 定 免 除	2,310	2,319	2,385
全 額 免 除	3,069	3,182	3,522
一 部 免 除	714	632	502
学 生 特 例 納 付	3,022	2,918	2,922
納 付 猶 予	849	893	938
計	9,964	9,944	10,269

## (3) 資格適用異動受付件数 (年度別)

(単位: 件)

区 分	H30	R 元	R2
資格取得・喪失件数	5,626	5,598	4,481
付加年金受付件数	106	91	93
手帳番号登録等	539	714	538
計	6,271	6,403	5,112

## 13 人権啓発推進事業

昭和44年の「同和対策事業特別措置法」施行以来、本市では人権問題の早期解決に向け、人権行政を積極的に推進してきました。33年間にわたる「特別対策事業」により、生活環境等は大きく改善され、市民の人権に対する意識も浸透してきています。平成14年3月末をもって特別対策事業は終了しましたが、人権問題の完全解決にはまだ多くの課題が残されており、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年に公布・施行されました。

また、平成12年に公布・施行された「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」により、誰もが人権尊重の重要性を認識し、人権尊重の意識が定着し、人権を大切にしたい行動がとられるようになることが求められています。

平成28年度に実施した市民意識調査（基本的人権に関わる）結果を基に、市民一人ひとりが人権の意義や重要性を正しく理解し、お互いの個性を認め合い、人権尊重の行動がとれる実践力が身につくために必要な施策を見極め、有効、適切かつ効果的な人権施策の推進に取り組めます。

## (1) 人権施策推進事業

事 業 内 容	令 和 3 年 度 予 算
ア 総合推進対策	5,530千円
イ 人権教育（学校）	500千円
合 計	6,030千円

## (2) 人権啓発主要事業

- ア 人権啓発活動関係
- イ 人権擁護委員推薦関係
- ウ 地区人権啓発推進連絡協議会関係

- エ 企業人権啓発推進連絡協議会関係
- オ 運動団体との協調関係
- カ 人権問題総合相談窓口関係
- キ パートナーシップ宣誓関係

## 14 男女共同参画推進事業

本市では昭和 61 年 3 月に「松本市婦人行動計画」、平成 4 年 3 月に「女性プランまつもとⅡ」、平成 10 年 3 月に「男女共生プランまつもと」、平成 15 年 3 月には「松本市男女共同参画計画」を策定し施策を総合的かつ効果的に進めてきました。

平成 18 年度に実施した市民意識調査結果を基に、平成 19 年度には、できる限り数値目標を設定した「第 2 次松本市男女共同参画計画」(H20～H24) を策定しました。

平成 23 年度には再度市民意識調査を実施し、平成 24 年度に「第 3 次松本市男女共同参画計画」(H25～H29) を策定しました。男女が対等のパートナーとして、「一人ひとりの個性と能力が発揮できる健康寿命延伸のまち」をめざして、同計画を推進しました。

平成 28 年度には 3 回目の市民意識調査を実施し、その結果を踏まえ、平成 29 年度に「第 4 次松本市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の更なる推進を図っています。

### (1) 「松本市男女共同参画推進条例」の概要

ア 公布・施行 平成 15 年 6 月 26 日

- イ 基本理念
- ・男女の基本的人権の尊重
  - ・性別による固定的な役割分担に基づく制度、慣行の見直し
  - ・政策、方針決定の場への男女の対等な参画機会の確保
  - ・男女の家庭生活と他の社会的活動の両立
  - ・男女の健康な生活を営む権利の尊重
  - ・男女共同参画に関する国際社会の動向への配慮

### (2) 女性団体等支援

男女共同参画に向けて活動する女性団体や女性活躍推進を図る企業等との連携・支援を行います。

### (3) 男女共同参画に関わる事業について

男女共同参画社会の形成と女性施策を進めるため、「松本市女性センター“パレア松本”」「トライあい・松本」を拠点として、男女共同参画施策の一層の充実を図っています。

### (4) 松本市女性センター“パレア松本”

- ア 位置 松本市中央 1 丁目 18 番 1 号 (Mウイング南 3 階)
- イ 規模 738.81 m<sup>2</sup>
- ウ 施設内容 相談室、ネットワーク室 1・2、ワーキングルーム、交流フロアー、情報資料・図書コーナー、キッズコーナー、授乳室
- エ 利用対象 男女共同参画社会づくりに向けた活動をしている団体
- オ 事業内容
- ・女性の再就職支援、社会参画の促進にかかわる各種講座の開催
  - ・女性を取り巻く諸問題解決のための支援及び相談に関すること。
  - ・男性相談に関すること。

- ・男女共同参画の学習にかかわる情報の収集及び提供に関すること。
- ・女性団体等の活動支援

(5) トライあい・松本

- ア 位置 松本市中央4丁目7番28号
- イ 規模 鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 1,595.32 m<sup>2</sup>、延べ床面積 1,053.06 m<sup>2</sup>
- ウ 施設内容 大会議室、1号・2号会議室、研修室、料理実習室、託児室、図書コーナー、相談室、和室、工作室等
- エ 利用対象 市内に居住又は勤労する者
- オ 事業内容
- ・職業生活と家庭生活との調和に必要な相談、指導、講習、実習
  - ・職業に関する相談、指導、講習、実習
  - ・家事、育児等の援助に関すること。
  - ・休養、レクリエーションの場と機会の提供及び助言・指導
  - ・その他、女性労働者等の福祉に関すること。

## 15 多文化共生施策推進事業

本市では、国籍や文化、価値観の違いを越え安心して暮らせる地域づくりを多文化共生の側面からも推進していくため、平成23年7月に「松本市多文化共生推進プラン」を策定しました。平成24年7月1日には、多文化共生社会の実現に向けた拠点施設として多文化共生プラザを設置し「松本市多文化共生推進プラン」に基づいた事業を推進してきました。

平成28年度に策定しました「第2次松本市多文化共生推進プラン」を推進し、誰もが地域社会の一員として活躍することができる多文化共生社会の実現をめざします。

(1) 多文化共生4つの基本理念

- ア 「人権」の視点から考える
- イ 地域づくりにつなげる
- ウ 「同じ」を共有し「ちがひ」を認めあう
- エ 「多様性」を活力に変える

(2) 多文化共生プラザ

- ア 位置 松本市中央1丁目18番1号 (Mウイング南3階)
- イ 事業内容
- ・外国人住民の自立及び社会参画の促進のための啓発に関すること。
  - ・多文化共生に関する情報の収集及び提供に関すること。
  - ・外国人住民を取り巻く諸問題に係る相談に関すること。
  - ・外国人住民の生活支援に関すること。
  - ・支援団体の活動支援及び人材育成に関すること。
  - ・多文化共生を推進するための交流活動に関すること。

(3) 経常事務

- ア ポルトガル語相談員の配置  
月～金の週5日、午前9時30分から午後3時30分
- イ 多言語生活相談及び文書の翻訳等

ウ 多言語生活ガイドブック等の作成（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、ネパール語）

## 16 松本暮らし定住化促進事業

### (1) 趣 旨

大都市圏（首都圏・中京圏・関西圏）をはじめとする、都会からの移住定住を促進するため、松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図るものです。

また、大都市圏に進学した学生等を対象に、本市の魅力や暮らし、仕事に関する情報を発信することで、U・I・J ターンの促進を図るものです。

### (2) 主な経過

平成 18 年度 政策課（現総合戦略室）に、移住相談窓口を設置

平成 19 年度 NPO 法人「ふるさと回帰支援センター」（東京）において移住セミナーを開催

ふるさと回帰フェア（同法人主催）に参加し、個別移住相談を実施

「田舎暮らし「楽園信州」推進協議会」（事務局：長野県）の移住セミナーに参加

平成 28 年度 3 市（松本市・塩尻市・安曇野市）共催による移住セミナーを開催

令和元年度 U・I・J ターン移住者支援強化のため、転職支援会社と連携し転職セミナー等を開催

「ふるさと回帰支援センター」（東京）に、移住情報発信ブースを開設（7 月～）

教職員住宅の空室を移住希望者に貸し付ける、短期限定住宅貸付事業を開始

移住希望者向けの市内現地ツアーを開催（ツアーテーマ：創業、子育て、農業）

移住者経営のゲストハウスと連携し移住希望者向けお試し滞在宿泊プランを造成

松本市の魅力を多角的に紹介し移住促進を図る、雑誌「KUR A 別冊松本」を発行

令和 2 年度 若者の定住化促進を図るため、信州大学寄付講義「松本の魅力発見ゼミ」を開講

### (3) 実 績

#### ア 移住相談件数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
窓口相談	49	63	71	124	100
オンライン相談	0	0	0	0	60
対面セミナー	164	151	172	224	0
オンラインセミナー	0	0	0	0	181
電話・メール等	65	116	72	134	199
現地案内ツアー	0	0	0	10	1
合 計	278	330	315	492	541

#### イ 移住者数（担当課による行政サポートを受けた移住者数）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
世帯数	14	15	18	42	22
人 数	32	24	38	67	50

### (4) 今後の取組み

ア オンラインによる移住セミナーや移住相談を行うとともに、LINE 等の ICT を活用した、松本市

の魅力発信を行うことで、移住相談体制のさらなる充実と、U・I・J ターンの促進強化を図ります。

イ 県外出身者が多くを占める信州大学において、市内在住の学生による地元企業への就職と、卒業後の定住化を図るため、松本市への愛着心を育むことを目的とした、寄付講義を開講します。